

設計書

部	課	リーダー	担当	審査	設計
長	長				

会計年度 令和 8 年度
事業名 公共下水道事業
工事番号 公下処 第 1 号
工事名 池田下水処理場合流1系污水除塵機械設備更新工事

工事種別 ☒ 本工事 ☐ 附帯工事 ☐ 変更工事 ☐ その他
工事区分 ☐ 単独 ☒ 補助
施行方法 直営 ☒ 請負 ☐ 専門工事分割請負 ☐ その他
施行場所 多治見市 前畑 町 5 丁目地内

路線名
設計者名
設計年月日 令和 8 年 6 月 29 日
施行期間 工事着手の日から 日間以内
着工年月日 令和 8 年 月 日
完成年月日 令和 10 年 3 月 17 日

計算根拠

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
工 事 価 格			金		円也
消 費 税 お よ び 地 方 消 費 税 の 額			金		円也
設 計 金 額			金		円也

工事概要

工 事 概 要

池田下水処理場合流1系汚水除塵機械設備更新工事

・ 細目除塵機 2基

型 式 ダブルチェーン式前面かき揚げ型

・ 据付工事 1式

・ 撤去工事 1式

本 工 事 内 訳 書

費 目	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
本工事費								
	機械設備工事							
		機器費		式	1			
		直接工事費		式	1			
		間接工事費		式	1			
		一般管理費等		式	1			
工事価格								
消費税及び地方消費税の額								
本工事費								

本 工 事 内 訳 書

費 目	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
本工事費								
	池田下水処理場合流1系 汚水除塵機械設備更新 工事							
		機器費						
			機器費	式	1			別紙第1号明細書の通り
		直接工事費						
			輸送費	式	1			別紙第2号明細書の通り
			計					
			一般労務費	式	1			別紙第3号明細書の通り
			小計					「一般労務費」
			機械設備据付工					
			小計					「機械設備据付労務費」
			計					[労務費]
			複合工費	式	1			別紙第4号明細書の通り

本 工 事 内 訳 書

費 目	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
			計					[複合工費]
			機械経費	式	1			
			計					[直接経費]
			仮設費	式	1			
			計					[仮設費]
		計						直接工事費
		間接工事費						
			共通仮設費	式	1			
			計					[共通仮設費]
			現場管理費	式	1			
			計					[現場管理費]
			据付間接費	式	1			
			計					[据付間接費]

本 工 事 内 訳 書

費 目	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
		計						間接工事費
		据付工事原価						直接工事費+間接工事費
		設計技術費						
			設計技術費	式	1			
		計						
		計（工事原価）						
		一般管理費等						
			一般管理費等	式	1			
		計						一般管理費等
	工事価格							()
消費税及び地方消費税の額				式	1			
本工事費計								

公下処 第1号

池田下水処理場

合流1系污水自動除塵機械設備更新工事

特記仕様書

令和8年

岐阜県多治見市

目 次

第 1 章 總 則	1
第 2 章 沈砂池設備	5
§ 1 除塵機械設備	5
第 3 章 複合工	11
§ 1 沈砂池設備	11
第 1 節 複合工、撤去機器類他	11

第1章 総 則

第1節 適 用

1. 本仕様書は、池田下水処理場合流1系汚水自動除塵機械設備更新工事に適用する。
2. 本仕様書に定める事項以外は下記による。
 - (1) 日本下水道事業団機械設備工事必携（最新版）
 - (2) 日本下水道事業団機械設備標準仕様書（最新版）
 - (3) 日本下水道事業団電気設備工事必携（最新版）
 - (4) 日本下水道事業団電気設備標準仕様書（最新版）
 - (5) 土木学会の「コンクリート標準示方書・施工編」
 - (6) 日本下水道事業団制定「土木工事一般仕様書」、「土木工事必携」
 - (7) 岐阜県建設工事共通仕様書
 - (8) 他、公害防止条例、消防法、建築基準法、県条例等、関係法令を適用すること。

第2節 工事概要

1. 本工事は、除塵機械設備の撤去、更新を行うものである。

第3節 工事範囲

1. 本工事の範囲は、次章に明示された機器等の製作及び搬入、据付け及び既設機器の撤去とする。
2. 機器等の製作は次章に示す各装置の内容を全て含むものとし、機械設備およびプラント設備として十分な機能が発揮出来る様に必要な機器等を具備させるものとする。
3. 機器には本体、付属品、及び必要な計装品を含むものとし、詳細については監督員の承諾を得るものとする。
4. 工事の実施に必要な検査等に伴う費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

第4節 事前調査

1. 受注者は、工事着手に先立ち現況の状況、関連工事その他についての綿密な調査を行い、十分に実状把握の上、工事施工しなければならない。
2. 対象施設の竣工図などの資料を収集・整理するとともに、現地調査により施工時ににおける支障物の有無等を確認する。
3. 業務に必要な設計図書、完成図書、下水道維持管理記録等の参考図書は所定の手続きによって貸与する。

第5節 既存施設との関連工事

1. 本工事は既存施設の運転に支障のない様に十分留意する事。
2. 本工事を行うための既存施設の一時的な撤去、移設等を行う場合は監督員と協議の上、運転停止が出来るだけ短時間となる様配慮する事。
3. 別途事業と十分協議し施工する事。
4. 本工事にあたっては、現地調査を十分に行うと共に、機器や配管の据付・撤去に伴い発生するコンクリート躯体の一部研り、およびその復旧、仕上げについては全て本工事で行う。

第6節 その他

1. 設計図書の内容に相違のある場合は、特記仕様書、設計図、一般仕様書の順に優先して使用する。
2. 設計図書に基づき施工するものとするが、現地の状況等を十分に把握し、安全性、経済性、細部構造については請負者において十分検討の上、設計図書により難しい場合は、監督員と協議する。
3. 受注者は関係官公庁等との協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく議事録等で報告しなければならない。
4. 工事の実施に当たって必要な証明書及び申請書等の作成及び申請は、受注者がおこなうこととする。
5. 枠組足場を設ける場合は「手摺先行工法に関するガイドライン」（厚生労働省平成15年4月策定）により、設置については「手摺先行工法による足場設置基準」によるものとする。
6. 事業を実施するにあたり、環境関係法令を遵守することにより、公害の防止に努めるものとし、廃棄物の減量及び法令を遵守するなど廃棄物全般について留意する。
7. 受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
8. 受注者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境の保全及びその他の公益を害することのないように努めなければならない。
9. 消耗品等についても再生品を優先利用するなど、グリーン購入に努めるものとする。
また停車時のアイドリングストップ等により環境負荷の低減に努める。

第7節 保証期間

1. 本工事の保証期間は、受渡し後2か年とし、保証期間終了前に本工事で設置した機器等の点検を実施することとする。ただし照明用電球類は6ヶ月とする。万一、保証期間中に請負人の責任に帰すべき原因による事故が発生した場合には、請負人は無償にて指定する期間内に改造補修または新品との交換を行わなければならない。又、保証期間後においても請負人の瑕疵によるものについてはこの限りではない。

第8節 使用材料・機器類について

1. 各機器の主要材質等は本仕様書によるもの以上とし、記載がないものについても既設同等以上とする。ただし、他の材質でも同等品以上のものであれば打ち合せにより変更できる。
2. 本工事に使用する材料は、契約約款第13条及び共通仕様書共通編「工事材料の品質」に品質規格を特に明記した場合を除き、以下に示す規格若しくはこれに準ずる規格に適合したものをを用いること。
 - (1) 日本工業規格 (JIS)
 - (2) 日本下水道協会規格 (JSWAS)
 - (3) 日本水道協会規格 (JWWA)なお、規格外の材料を使用する場合は、あらかじめ資料または見本を監督員に提出し、承諾を得なければならない。
3. セメントの種類は高炉セメントBとし、コンクリートの設計基準強度は、以下のとおりとする。
 - (1) 鉄筋コンクリート部材 $\sigma_{ck} = 24 \text{ N/mm}^2$ (スランプ 12cm)
 - (2) 無筋コンクリート部材 $\sigma_{ck} = 18 \text{ N/mm}^2$ (スランプ 12cm)
 - (3) 均しコンクリート $\sigma_{ck} = 18 \text{ N/mm}^2$ (スランプ 12cm)
4. 蓋等の二次製品については、日本下水道事業団仕様とし、製品図を作成し、監督員の承諾を得ること。

第9節 工事カルテ作成、登録

1. 受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額500万円以上の工事について、工事实績情報サービス(CORINS)入力システム((財)日本建設情報総合センター)に基づく、入力システム((財)日本建設情報総合センター)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「工事カルテ」を作成し監督員の確認を受けた後に、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完成時は工事完成后10日以内に、訂正時は適宜、登録期間に登録申請しなければならない。
また、(財)日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなくてはならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は変更時の提出を省略できるものとする。

第10節 建設リサイクル法について

1. この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の対象工事です。
よって、法第9条に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務づけられた工事です。また、落札者は落札後、法第12条及び法第13条の手続きが必要となりますので、工事担当課と協議のうえ、諸手続をしてください

第 1 1 節 環境への配慮事項

1. 自動車、施工機械の使用にあたっては、環境に配慮した仕様に努め、無用な使用を出来るだけしないように心がけること。
2. 業務完了時の提出書類等は、環境や再利用の観点から両面印刷等に心がけること。
3. 業務を施工するにあたり、購入やレンタルする必要がある物品については、環境に配慮して極力グリーン購入法に適応したものを活用するよう努めること。
4. 清掃等周辺環境美化に努める。
5. 業務全般にわたり省電力、省エネルギーに努めること。
6. 上記のほか、受注者として環境に配慮する計画があれば業務着手時に、書面にて提出すること。

第 1 2 節 妨害又は不当要求に対する通報義務

1. 受注者は契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求を受けた場合又は契約の適正な履行を妨害された場合は警察に通報しなければならない。なお、これらの不当介入を受けたにも関わらず通報しない場合は指名停止措置を講じることがある。
2. 受注者は暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことに起因して履行期間内に契約内容を完了することができないときは、発注者に対して履行期間の延長を請求することができる。

第2章 沈砂池設備

§ 1 除塵機械設備

1. 使用目的

本機は、流入汚水中の夾雑物を除去するためのものである。

2. 仕 様

項 目	仕 様	備 考
(1) 型 式	ダブルチェーン式前面かき揚げ形	(背面降下式)
(2) 池寸法	水路幅 1,800mm×深さ 5,500mm	
(3) スクリーン	目幅 20mm×取付角度 75°	
(4) 速 度	かき揚げ 3.0m/min	
(5) 駆動装置	φ3×1.5kW×440V×60Hz	電動機
(7) 数 量	2 台	

3. 構造概要

本機は、本体フレーム、駆動装置、レーキ、チェーン、軸、スプロケットホイール、細目スクリーン及び補助スクリーン等よりなるもので、流入した下水中の浮遊物を阻止し、連続的にレーキにてかき揚げ、搬出コンベア上に排出するものである。

4. 製作条件

- (1) 本装置の各部の強度は、十分な安全率をとるものとする。
- (2) チェーンの強度は、全負荷荷重が片側に掛かったものとして計算する。
- (3) 装置各部の強度は十分であっても、腐食及び摩耗のおそれがある部分は肉厚を考慮する。

5. 各部の構造

各部の構造は次による。

(1) 駆動装置

- 1) 駆動装置は、電動機直結サイクロ減速機又は遊星歯車減速機等を使用し、駆動軸への伝動は、直結又はローラチェーン掛けで行う。
- 2) 駆動装置用減速機は、フレームカバーの外側に置き、周囲に点検台を設ける。
- 3) 駆動装置据付け部には、伝動用ローラチェーンの緊張用として、スライド出来るベースを設けること。また、ローラチェーンにはオフセットリンク（2リンク分）を取付ける。
- 4) 伝動ローラチェーン露出部には、ステンレス鋼製（エキスパンド等）にて点検・給油に便利な点検窓を設けた体裁のよいカバーを取り付ける。
- 5) 駆動装置の出力軸側スプロケットホイールは、鋳鋼、ダクタイル鋳鉄又は機械構造用炭素鋼

とし、従動軸側はダクタイル鋳鉄又は鋳鋼とする。いずれも歯は、精度の高い機械切りで、歯数は出力側で最小 17 枚、従動軸側はそれ以上とし、歯面には熱処理を施した耐摩耗性に優れたものとする。減速機が油潤滑の場合、減速機排油弁には、ビニールホース等の接続が可能な短管を取り付け、常時キャップ止めとしておく。

(2) フレーム

- 1) フレームは形鋼及び鋼板製（厚 9mm 以上）とし、溶接及びボルトで強固に組立て、溶接歪、曲り等のない構造とする。
- 2) サイドフレームには、かき揚げ用チェーンのガイドレールを設け、し渣のかき揚げ、排出が支障なく行われるよう構造的に十分考慮し製作する。
- 3) フレームに付けるレーキガイドレール（厚 9mm 以上）は、かき揚げ用チェーンのローラが転動するガイド溝を設けたもので、サイドフレーム壁部に設置するものとする。レーキガイドは、かき揚げ側及び戻り側に設ける。
- 4) フレーム上端部には、かき揚げ用チェーンの緊張装置としてスクリーテークアップを設けるものとする。スクリーテークアップは、主軸軸受を摺動して調整するものとし、テークアップ用ねじは台形ネジとする。おねじはステンレス鋼（SUS304）、めねじは青銅製のものとする。
- 5) レーキガイドの下部でレーキが、U型チェーンガイド又はスプロケットホイールにて反転する際、チェーンに多少のゆるみができても円滑に転動し、U型チェーンガイド又はスプロケットホイールから離脱しないようにする。
- 6) レーキガイドには、し渣が付着しないよう十分考慮するものとする。
- 7) シュートの清掃が容易に行えるよう、必要な場合には掃除口を設け、作業台を取り付ける。
- 8) 駆動軸のフレーム貫通部は、密閉措置を行う。

(3) 本体カバー、シュート、エプロン

- 1) 床面より上部のフレームには、鋼板（厚 4.5mm 以上）製のカバーを設け、内部の水が外側に漏洩しない構造とする。
- 2) 本体カバーは、分解組立及び点検手入等が容易に出来る構造とし、前面にはレーキ又はかき揚げ用チェーンを容易に搬出入できる点検扉（厚 3.2mm 以上）等を設けるとともに、十分な強度を持たせる。
前面の点検扉とレーキとの間隔十分とり、点検扉内側には取外し容易な保護用格子等を設ける。
- 3) シュートは、し渣が排出後遅滞なく搬出コンベア上に導かれる構造とし、落下による衝撃及び腐食摩耗に十分耐えるものとする。
本体カバーは、一部シュート（厚 6mm 以上）と兼用する。
- 4) レーキにてかき揚げたし渣は、スクリーン上端からし渣の落下位置までエプロンにて途中、

落下停滞することなく、効率よく搬出できる構造とする。

- 5) エプロンは、鋼板（厚 9mm 以上）製で裏面に必要に応じて形鋼製支持材を設け、ひずみのないものでフレームに強固に取り付けるものとする。
 - 6) 本体カバー内にし渣が付着しないよう、各リブには 60° 以上の傾斜坂をとりつける。
 - 7) 扉用蝶番は全てステンレス製とする。
 - 8) 扉にはストッパを取り付ける。
- (4) かき揚げ用チェーン、スプロケットホイール
- 1) かき揚げ用チェーンはブシュドローラチェーン又はブシュドチェーンとする。チェーンの強度は全負荷荷重が片側に掛けられた場合にも安全なものとし、保証（最低）破断強度は 226 kN 以上でプレート、ローラ、ピンともステンレス鋼製としピッチは 152.4mm とする。
 - 2) かき揚げ用チェーンには、レーキ取り付け用アタッチメントを組み込む。
 - 3) スプロケットホイールは、耐摩耗性の高いステンレス鋳鋼またはダクタイル鋳鉄製（歯前ステンレス製）とし歯数は 11 枚以上とする。
 - 4) 下部にスプロケットホイールを用いる場合は、歯数、材質は前項と同様とするが、軸穴には青銅、アルミニウム青銅又はオイルレスベアリング等の耐摩耗性の高いブシュをはめこみ、汚水の流入を防止するため、シール装置を設ける。なお、軸受けは池上部より給油できるものとする。
 - 5) 下部にスプロケットホイールを用いる場合は、し渣等がかみこまないようカバーを取り付ける。
 - 6) 下部に U 型チェーンガイドを用いる場合は、チェーンの進行を円滑に行える構造にするとともに、チェーンがはずれることのないよう十分考慮したものとする。
- (5) 軸
- 1) 主軸は機械構造用炭素鋼（S35C 以上）の 1 本物とし、十分な強度を有し、スプロケットホイールと軸はキーにて固定し、軸と軸受はスラストによって移動しないように固定する。
 - 2) 下部にスプロケットホイールを用いる場合、軸は機械構造用炭素鋼（S45C 又は片持方式で溶接構造の場合は S20C 以上）又はステンレス鋼（SUS403）製とする。軸に炭素鋼を使用する場合には、ステンレス鋼製スリーブを挿入し（共廻りのないよう考慮する）、耐摩耗性の向上を図るものとする。
- (6) レーキ、ワイパー
- 1) レーキは、チェーンの全長にほぼ等間隔（1.5～2.0m ピッチ）に取り付ける。
 - 2) レーキの両側には、バーススクリーンのピッチに適合した爪を切り、効率良くし渣を掻き取るとともにレーキが反転してし渣を落とす構造とする。また、必要な場合はワイパーを併用して確実にし渣を落とす構造とすること。なお、レーキのかみ込み寸法は微調整できるようにする。

- | | | |
|-------------|----------------------|---------------------|
| 2) かき揚げ用 | ステンレス鋳鋼 | (SCS2 以上) |
| | 特殊鋳鋼製 (歯面ステンレス鋼) | (FCD600 以上) |
| (4) 軸 | 機械構造用炭素鋼 | (S35C 以上または SUS403) |
| (5) レーキ | 形鋼及び鋼板他 | (SS400) |
| (6) スクリーン | 形鋼 | (SUS) |
| (7) その他接水要部 | (ピン、ボルト、スペーサ、通しボルト等) | (SUS304) |

7. 保護装置

- (1) 電氣的保護装置
過負荷防止用過電流検出器
- (2) 機械的保護装置
過負荷防止用減速機内蔵トルクリミッタ

8. 運転・操作概要

- (1) 操 作

中 央	自動・手動
現 場	単独 (正転・停止・寸逆)
	連動
- (2) 自動運転

起動指令	タイマ
	ポンプ運転
起動条件	搬出装置運転
	保護継電器不動作

9. 試験・検査

日本下水道事業団機械設備工事必携による。

10. 塗装

日本下水道事業団機械設備工事必携による。

11. 据付

- (1) 機械設備工事一般仕様書によるほか次の点に留意する。
 - 1) フレーム及びスクリーンは、指定された取付角度に正確に据え付ける。
 - 2) フレームは、水路底部及び床面コンクリートスラブにそれぞれアンカーボルトにて強固に固定する。

- 3) フレームとスクリーンの据え付けは、相対的な位置を十分考慮し、かき揚げ時レーキとスクリーンの噛み合いに支障のないよう十分注意する。
- 4) 据付け後、分解点検が容易に出来るよう据付け時に考慮する。
- 5) カバー内スラブは、し渣が付着しないよう傾斜板あるいはモルタル仕上げを行う。
- 6) 除塵機前側のスラブ開口部には、合成木材製の蓋を取り付け、さらにゴムシート板を設ける。
- 7) 接水部両サイドフレーム前面には、水流のよどみを防止するため傾斜板を取り付ける。
- 8) コンクリート躯体にアンカーボルトにて固定する各機器の、アンカーボルト用穴開け研り及びその復旧工事は本工事に含む。
- 9) 据付け部、水路底仕上用モルタルとアンカーボルト埋込み、埋込み用モルタル、各機器据付調整用モルタルは本工事に含む。

1 2. 標準附属品

- | | |
|---------------------|-----|
| (1) アンカーボルト | 1 式 |
| (2) 照明器具 (防水形、ガード付) | 2 個 |
| (本体上部用、スクリーン前面部用) | |

1 3. その他附属品 (1 台につき)

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) レーキ (アタッチメント共) | 1 組 |
| (2) レーキガイドローラ | 2 組 |
| (3) レーキ (爪のみ) | 1 組 |
| (4) 照明灯 (防水形) | 2 個 |

第3章 複合工

§ 1 沈砂池設備

第1節 複合工、撤去機器類他

1. 複合工仕様および施工範囲

番号	名 称	設置場所	材 質	数 量	備 考
1	開口部覆盖	沈砂池	FFU	1 式	
2	No.1 汚水揚砂装置撤去	沈砂池		1 式	撤去
3	No.1-1 汚水自動除塵機撤去	沈砂池		1 式	撤去
4	No.1-2 汚水自動除塵機撤去	沈砂池		1 式	撤去

第2節 基礎工

1. 基礎工仕様および施工範囲

番号	名 称	設置場所	数量	備 考
1	自動除塵機	沈砂池	1 式	

多治見市全図



可児市

大山市

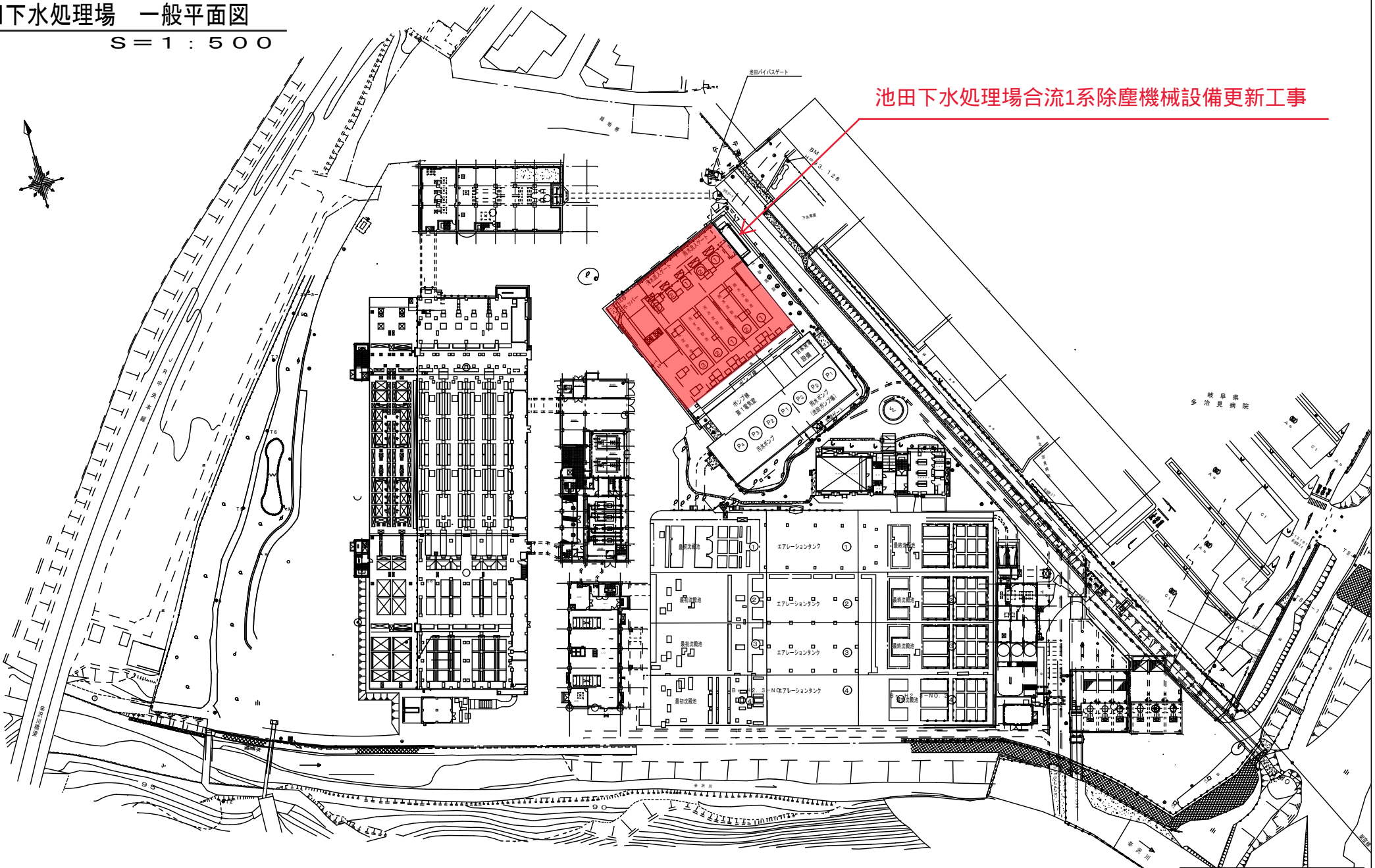
池田下水処理場
合流1系除塵機械設備更新工事

春日井市

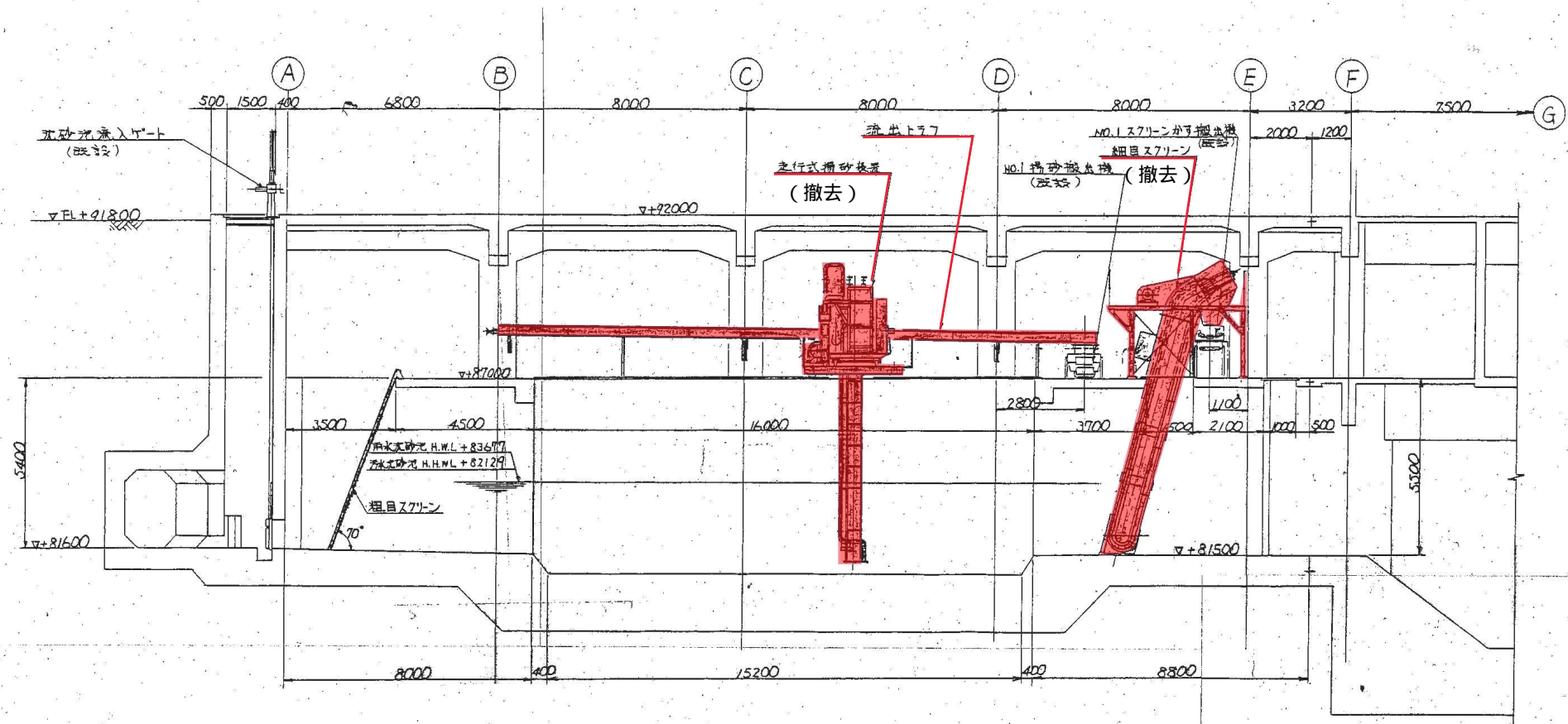
瀬戸市



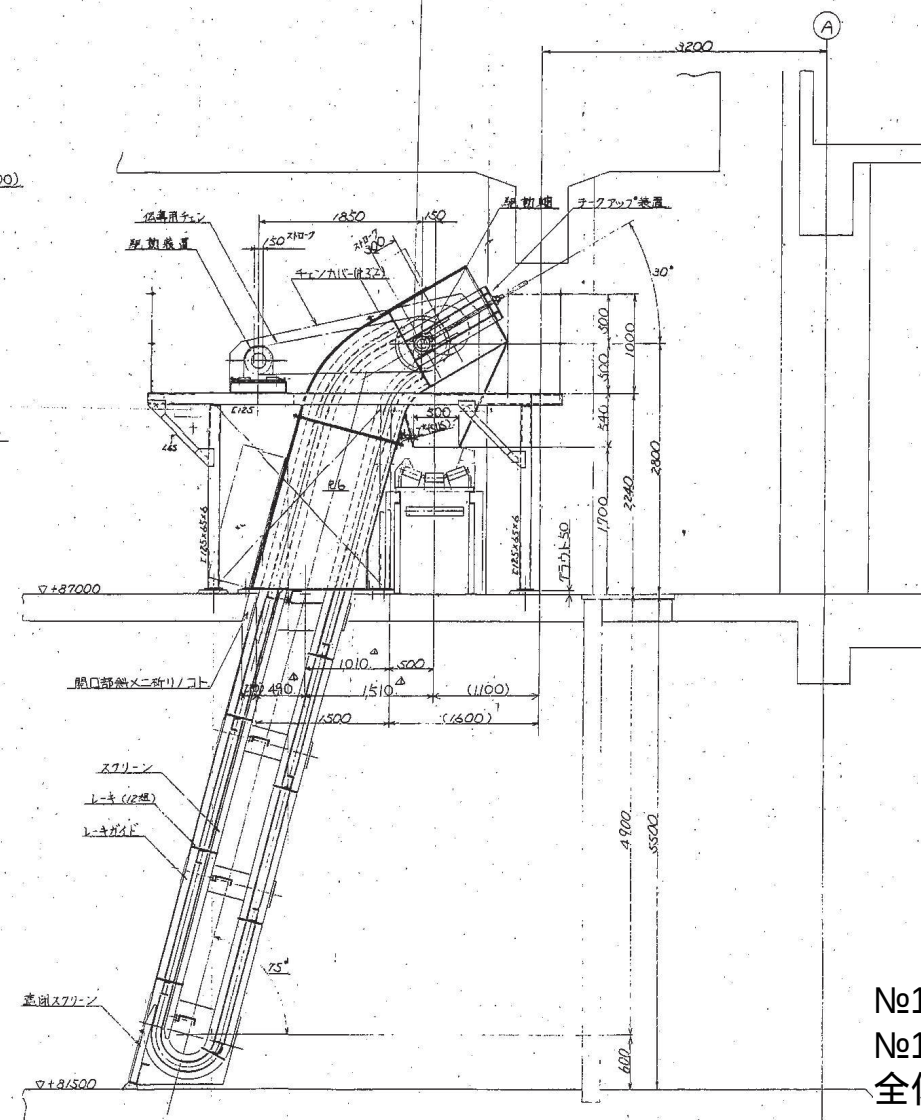
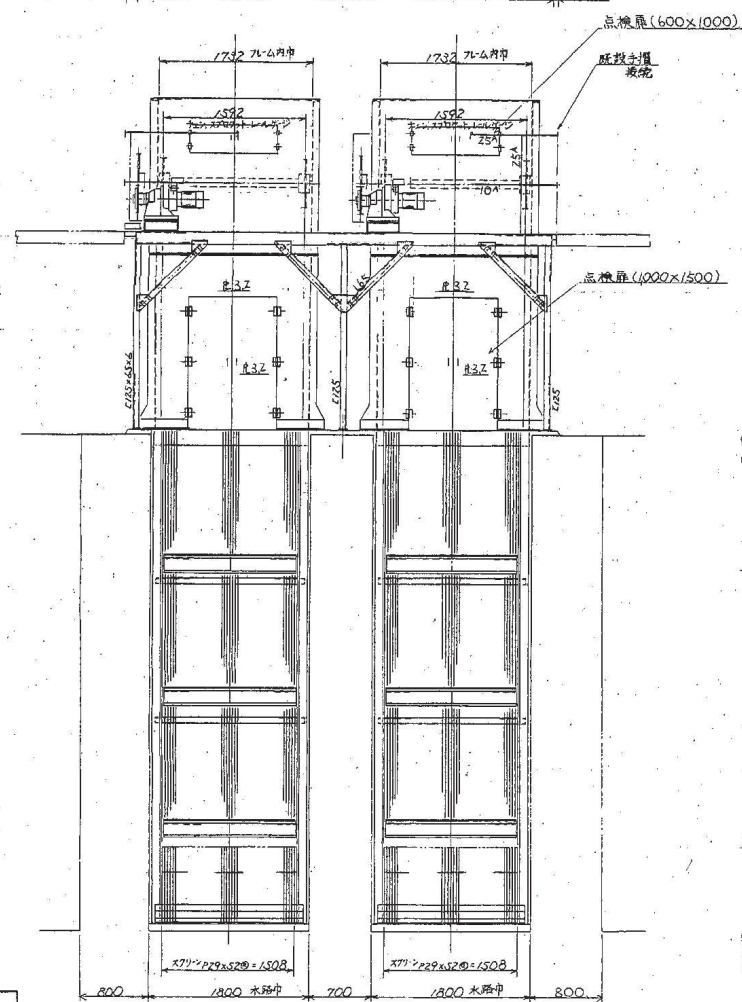
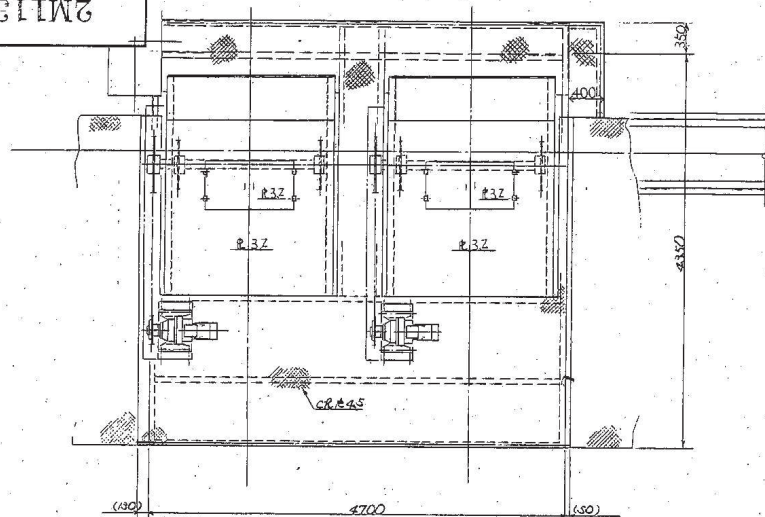
池田下水処理場 一般平面図
S=1:500



池田下水処理場 一般平面図			
図面名	一般平面図		
縮尺	1/500	図番	
年月	令和 年 月		
多治見市上下水道施設課			

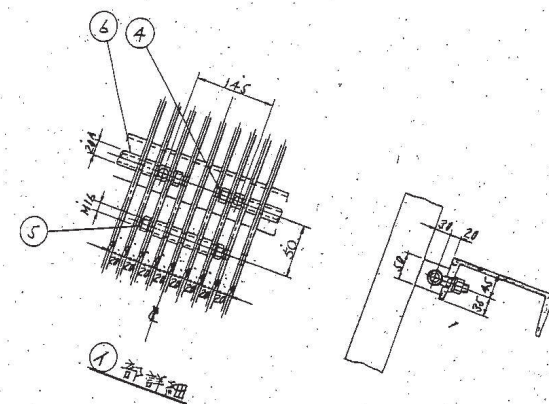
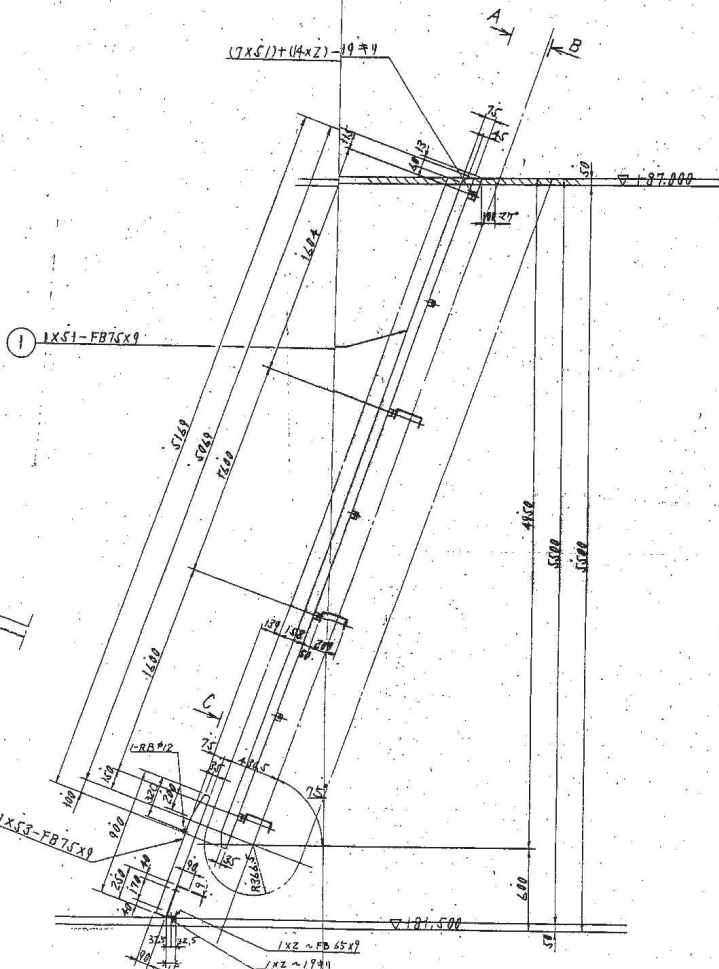


A-A 断面図

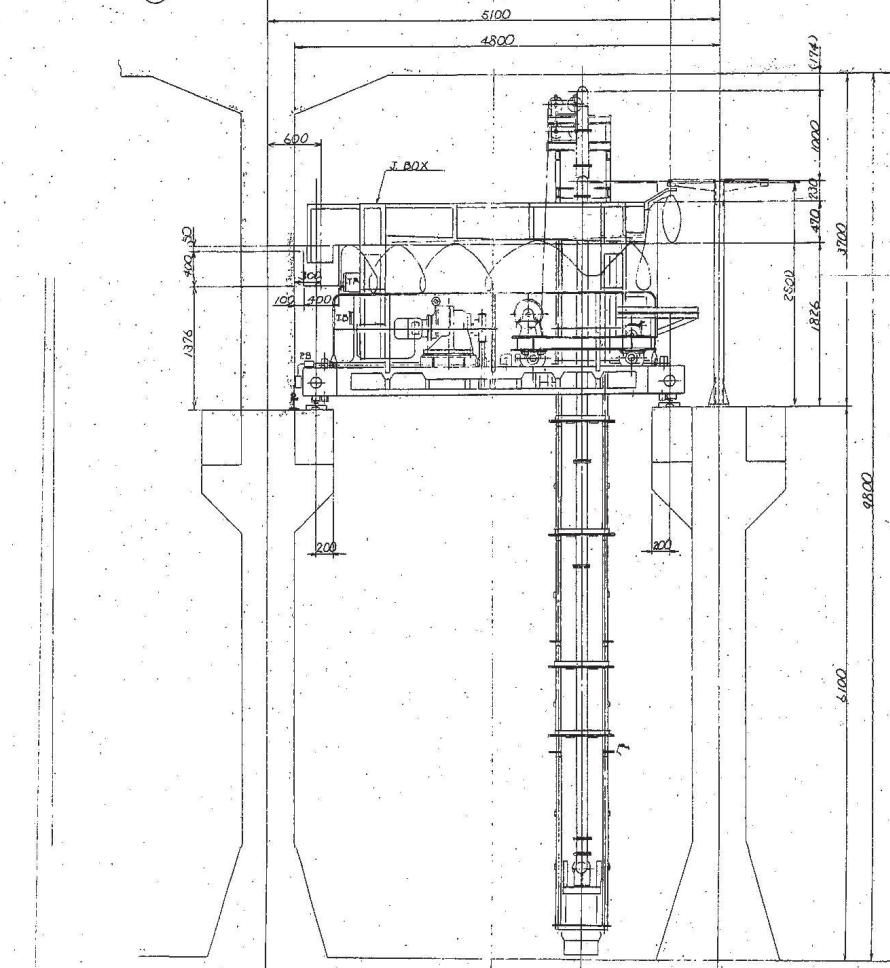


形 式	連続式自動除塵機後面下降前付上式
輸送量	約 141 m ³ /hr
機上速度	約 7 m/min
駆動装置	717D 式電機 HM2-88A-TL 定格210V 17 360 18馬力 構造速 1/49 電機速 1.5kW × 4P × 440V × 40 Hz
伝導用チェーン	No. 120 D-3-チェーン
本体用チェーン	GC620S-F フレキシドローラチェーン 79×112 A-2 10P×2本
レーキ	ピン 152.4 mm, 平均破断強度 28000 磅 148.9 × 12 本
スクリーン	FB75×9 SS41 ギンク 29mm 材料 C200×80×7.5
選別スクリーン	FB75×9 SS41 ギンク 29mm 材料 R.9 高炭構造
数 量	2 基

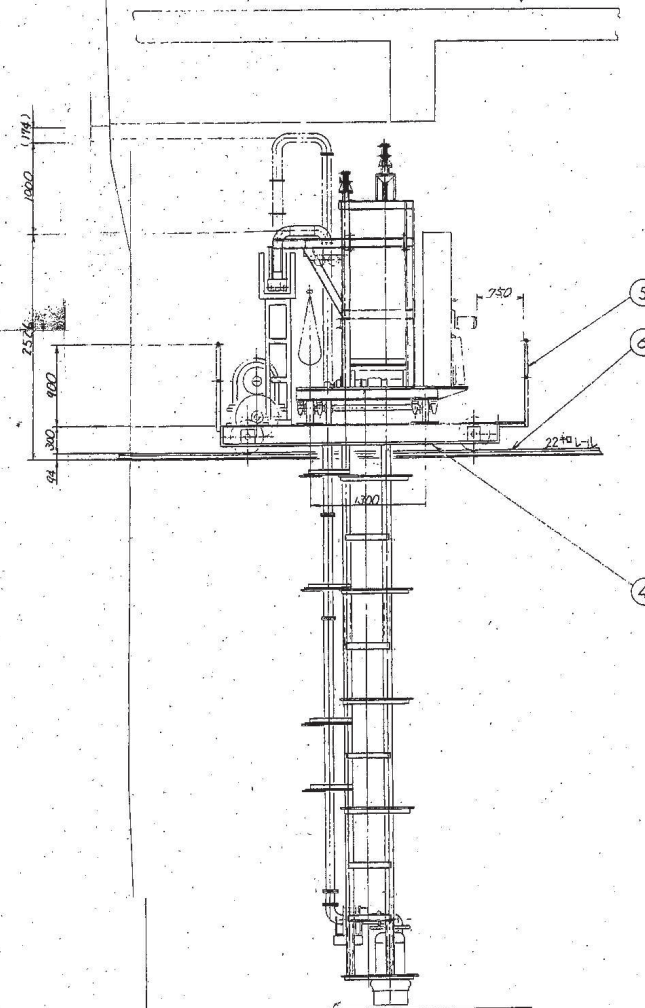
No1-1汚水自動除塵機
No1-2汚水自動除塵機
全体組立図（撤去機器）



№1-1汚水自動除塵機
 №1-2汚水自動除塵機
 スクリーン組立図（撤去機器）



價 數	品 名	番号	因事又は購入品仕様	材 質	備 考
1 束	足行振置組立圓	①	St-89044-	-12	
1 束	足行振動靜止圓	②	"	-13	
1 束	足付組立立止靜組	③	St- "	-14	
1 束	足付立止	④	St- "	-15	
1 束	立止靜組立止靜組	⑤	"	-16	
1 束	足付立止取付組立止靜組	⑥	"	-27	
1 束	足付立止立止取付圓	⑦	"	-29	
1 束	橫行立止立止取付圓	⑧	"	-56	
		○			
		○			



仕		様	
又パン	・40" 1	心77x107	・10" 1
サパン	125x100	板紙 15"	羽表集 10 ³ / ₁₆
	電動機 7.5kw	回転数 30	型番 ET-10
鋼索	SB 7×19	SVS #8	1本掛
速度	1/min	電動機	1kw
巻上	1.0	0.75	備考
横行	0.9~3.5	0.75	フルオート付 フルオート付 フルオート付
走行	0.3	2.2	フルオート付 フルオート付
操作	遠隔自動及手操2形式		
電源	AC 440V 60Hz 3φ		
胎電	巻上	キヤ7914	巻上式
	横行	キヤ7914	カチレール式
	走行	キヤ7914	カチレール式

No1汚水揚砂装置
全体組立図
(撤去機器)